

新市まちづくり計画

◎次の世代へつなげるまちづくり

人・地域・自然が

調和した

交流都市



恵那市・恵南町村合併協議会

恵那市 岩村町 山岡町 明智町 串原村 上矢作町

平成26年12月変更 恵那市

令和元年12月変更 恵那市

目 次

第1章 序論-----	1
1-1 合併の必要性和効果-----	2
1-2 計画策定の方針-----	5
第2章 新市の概要-----	7
2-1 概況-----	8
2-2 課題-----	11
第3章 主要指標の見通し-----	15
3-1 人口-----	16
3-2 世帯-----	18
第4章 新市まちづくりの基本方針-----	19
4-1 将来像-----	20
4-2 基本方針-----	22
4-3 土地利用の方向-----	25
第5章 新市の施策-----	29
5-1 施策の大綱-----	30
5-2 主要施策-----	32
1 健やかで若さあふれる元気なまち-----	32
2 豊かな自然と調和した安全なまち-----	36
3 快適に暮らせる便利で美しいまち-----	40
4 活力と創造性あふれる魅力あるまち-----	43
5 思いやりと文化を育む人づくりのまち-----	46
6 健全で心の通った協働のまち-----	50
第6章 新市における岐阜県事業の推進-----	53
第7章 公共施設の適正配置と整備-----	57
第8章 財政計画-----	59
8-1 基本的な考え方-----	60
8-2 歳入・歳出計画-----	60

第一章

新市まちづくり計画

次の世代へ

つなげる

まちづくり

恵那市

序論

第1章 序論

1-1 合併の必要性和効果

1 合併の必要性

(1) 多様化・高度化する行政ニーズへの対応

わが国では、これまで経験したことのない少子・高齢化社会を迎え、これに的確に対応できる地方自治体の体制づくりが必要となっています。恵那市・恵南5町村においても高齢化率が、平成12年国勢調査で23.5%と県下平均18.2%を大きく上回っており、更に少子・高齢化の進展が予想される中で、将来における財政的な負担やマンパワーの確保・充実が求められています。

さらに、情報化、国際化の進展などに伴い、住民のニーズはますます多様化、高度化します。都市基盤や生活環境、福祉、教育、産業等の住民生活を取り巻くさまざまな分野においても、専門的で高度な能力を有する職員の育成・確保とともに、より広域的な取り組みが必要となっています。

このため、1市5町村が一体となって、人的・財政的基盤を強化し、より充実したきめ細かな住民サービスが提供できるよう効率的な行財政運営を行う必要があります。

(2) 地方分権の推進と行財政能力の向上

時代の大きな潮流となっている地方分権は、住民に身近な行政の権限をできる限り地方自治体に移し、その創意工夫による行政運営を推進できるようにするための取り組みです。その推進は、主体となる地方自治体の権限と責任を大きく拡大することとなり、今後の地方自治体の自治行政能力の向上が求められています。

このような中、自治体の自主性、自立性を確立し、独自のまちづくりの戦略を策定・運営していくためには、多様な人材の発掘や育成、企画部門の充実など行政能力の質的・量的向上が望まれています。また、昨今の厳しい財政状況のなかで、地方自治体が地方分権の担い手として質の高い行政サービスを提供していくためには、効率的な行財政運営に努めるとともに、行財政基盤の強化を図る努力が地方自治体

に強く求められています。

このためには、1市5町村が合併することによって、有為な人材を結集・育成し、より専門的な行政サービスを安定的に提供することで、各分野の行政水準を一層向上させ、住民福祉を増進させることが必要不可欠です。

また、合併によりもたらされる経費削減効果により財政基盤を強化し、将来における行政サービスの充実・強化のための財源の確保を図る必要があります。

(3)日常生活圏の拡大化に対応した総合的なまちづくり

消防救急業務、ごみ処理業務や老人福祉施設は既に一部事務組合で広域的に処理してきたところですが、日常生活圏の拡大により、これまで進めてきた広域行政分野だけでなく、例えば、保育所、図書館やスポーツ施設などの広域的利用を望む声も高くなっています。

このため、1市5町村が合併することによって、これまで各市町村の責任において行ってきた諸施策を広域的な視野に立って再構築し、計画的、総合的かつ効果的に展開することで、地域の均衡ある発展につなげていく必要があります。

2 合併の効果

(1) 利便性向上の効果

勤務地や外出先の近くなどで各種窓口サービスを利用することが可能になるとともに、公共施設が、同一条件で利用できるようになります。

(2) 提供サービスの効果

単独の町村規模では設置が困難であった、国際化、高度情報化、男女共同参画等に対応できる専任の組織・職員の配置や専門職の採用・増強を図ることができ、専門的で高度なサービスを提供することが可能になります。

これまで1市5町村で培われた行政執行のノウハウや専門的能力などが新市に集約されるとともに、職員の意識改革や能力開発の向上を通じて、より質の高いサービスを提供することが可能になります。

合併により各市町村の管理部門がひとつに統合され、相対的にサービス提供や事業実施を直接担当する部門等を手厚くすることができ、きめ細かいサービスを提供することが可能になります。

(3) 広域的な効果

環境問題や水資源問題、観光振興、交通ネットワーク等、広域的な調整、取り組み等を必要とする課題の解決について、一つの市として効率的な施策の展開を図ることが可能になります。

広域的観点からスポーツ施設、文化施設、福祉施設等の公共施設の適正な配置、利用及び運営が可能になります。

都市計画事業や土地区画整理事業など面的な整備、現在の市町村境界を越えた道路整備など1市5町村個々に行われてきたまちづくりが、広域的観点からバランスの取れた整備が可能になります。

経常経費等の削減による効果や国の合併支援措置により捻出された財源で、これまで単独市町村では取り組めなかった事業に重点的な投資を行い、今まで以上にまちづくりを計画的に進めることが可能になります。

1-2 新市まちづくり計画の策定方針

「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」に基づき、合併協議会で策定する「新市まちづくり計画」については、次のような方針で臨むものとします。

1 計画の趣旨

本計画は、恵那市・岩村町・山岡町・明智町・串原村及び上矢作町の合併後の新市のソフト、ハード両面を含めたまちづくり全般のマスタープランとなるものであり、本計画の実現を図ることにより、1市5町村の速やかな一体性の確立を促し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を目指すものとします。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細で具体的な内容については、新市において策定する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとします。

2 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針と、それを実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心に構成します。

3 計画の期間

本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、合併年度及びこれに続く20年間（令和6年度まで）について定めるものとします。

4 その他

（1）新市まちづくりの基本方針を定めるにあたっては、将来を展望した長期的視野に立つものとします。

（2）公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとします。

（3）財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとします。

第二章

新市まちづくり計画

次の世代へ

つなげる

まちづくり

恵那市

新市の概要

第2章 新市の概要

2-1 概況

(1)位置・地勢

新市は岐阜県の南東に位置し、名古屋市から1時間から1時間30分の距離にあります。地域内には中央自動車道が通っており、恵那インターチェンジより中京・関西方面と結ばれています。その他の基幹道路として、国道19号、257号、363号、418号などがあります。

また、鉄道はJR中央本線、第3セクター経営の明知鉄道が本地域を通っています。停車駅は、JR中央本線が恵那駅、武並駅、明知鉄道は恵那駅、東野駅、飯羽間駅、岩村駅、花白駅、山岡駅、野志駅、明智駅の8駅があります。

(2)人口・世帯

総人口は減少傾向で推移し、これに反し世帯数は増加傾向となり核家族化が進んでいることが伺われます。経年変化を平成7年から平成12年の間でみると、年少人口が年平均2.0%、生産年齢人口においても0.9%減少しているのに対し、老年人口は2.5%の増加となっています。

平成12年の人口指数は、生産年齢者100人に対して年少者24.7人、老年者38.3人、この2者を合わせた従属者は63.0人で、県平均（50.4人）と比べ生産年齢人口の総人口に占める割合が少ない事がわかります。さらに、老年化指数をみると、平成7年は、年少者100人に対して老年者124.0人であったのが、平成12年には155.4人となっており、高齢化が進んでいることがわかります。

人口の推移

単位：人、%

項目	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度	年平均伸び率	
					S60-H12	H7-H12
総人口	59,283	58,044	58,107	57,274	▲ 0.2	▲ 0.3
男	28,728	28,116	28,111	27,785	▲ 0.2	▲ 0.2
女	30,555	29,928	29,996	29,489	▲ 0.2	▲ 0.3
年少人口（0-14歳）	12,617	10,906	9,579	8,654	▲ 2.5	▲ 2.0
生産年齢人口（15-64歳）	38,464	37,426	36,655	35,108	▲ 0.6	▲ 0.9
老年人口（65歳以上）	8,202	9,712	11,873	13,451	3.4	2.5
世帯数	15,962	16,078	17,007	17,634	0.7	0.7
世帯当たり人員	3.71	3.61	3.41	3.25	▲ 0.8	▲ 0.9

資料：国勢調査（平成12年度年齢不詳61人含む）

人口指数

単位：人、%

区 分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
年齢構成 指 数	年少人口指数	32.8	29.1	26.1	24.7
	老年人口指数	21.3	26.0	32.4	38.3
	従属人口指数	54.1	55.1	58.5	63.0
総人口に占める 年少人口の割合		21.3	18.8	16.5	15.1
高齢化率		13.8	16.7	20.4	23.5
老年化指数		65.0	89.1	124.0	155.4

資料：国勢調査

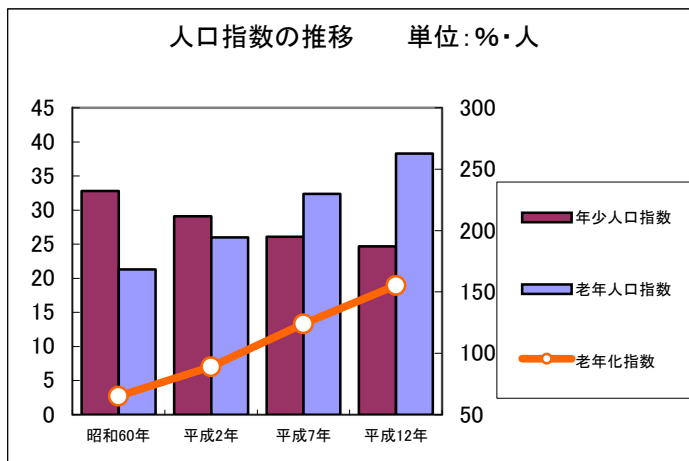
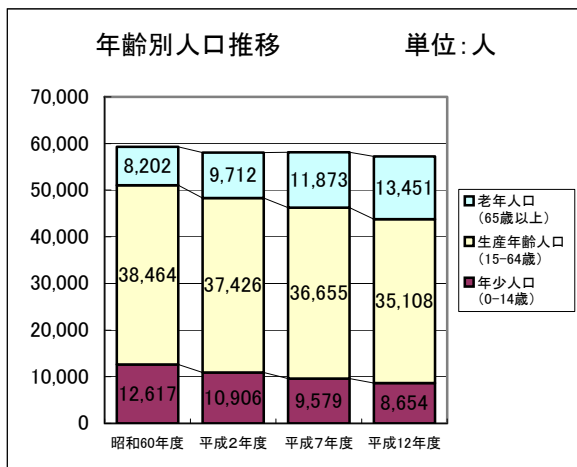
年少人口指数 = (年少人口：0～14歳) / (生産年齢人口：15歳～64歳) × 100

老年人口指数 = (老年人口：65歳以上) / (生産年齢人口) × 100

従属人口指数 = (年少人口 + 老年人口) / (生産年齢人口) × 100

老年化指数 = (老年人口) / (年少人口) × 100

年少人口指数：生産年齢人口100人が何人の子供を扶養しているかを示す。
 老年人口指数：生産年齢人口100人に社会的、経済的な面で負担になるとされる老年人口は何人かを示す。
 従属人口指数：生産年齢人口100人が何人の子供や老人を扶養しているかを示す。
 老年化指数：100%を上回ると子供より老人が多くなることを示す。



(3)産業別人口

産業別人口をみると、平成12年の就業者総数に対する割合は第1次産業6.3%、第2次産業40.8%、第3次産業52.8%となっており、経年変化では、第1次産業の減少と第3次産業の増加が進んでいることがわかります。

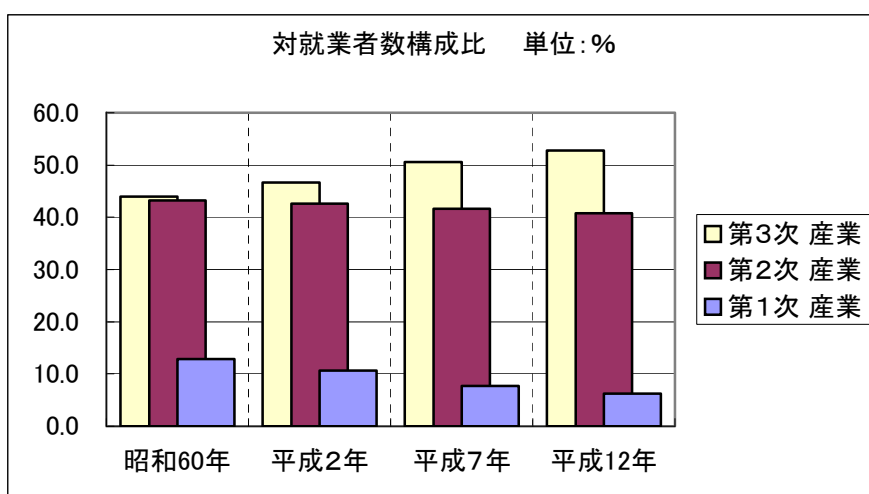
産業別人口内訳

単位:人、%

区分	人口総数		対就業者数構成比		
	労働力人口	就業者総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和60年	31,945	31,425	12.8	43.2	44.0
平成2年	31,549	31,007	10.6	42.6	46.7
平成7年	31,589	30,674	7.7	41.6	50.6
平成12年	30,398	29,487	6.3	40.8	52.8

資料:国勢調査

注:構成比は就業者総数に対する数値



2-2 課題

合併の必要性や地域の概況、住民ニーズ等を総合的に勘案し、新しいまちづくりに向けた発展的課題をまとめると次のとおりになります。

1 急激に進む少子・高齢化や家族機能の変貌への対応

保健・医療・福祉対策の充実、特に福祉対策の充実が住民に最も強く望まれています。新市になっても少子・高齢化は今後一層進み核家族化の進行や高齢者世帯の増加、女性の社会進出の拡大や、個人のライフスタイルの多様化等による家族機能の変貌等に対応した福祉・保健・医療対策の一層の充実が求められています。

- 1) 高齢者や障がい者の在宅施策・サービスの充実と社会参画の拡充
- 2) 介護予防と地域ぐるみによる健康づくりの推進
- 3) 女性の社会進出の拡大や、個人のライフスタイルの多様化に対応した、子育て支援の充実

2 交流と地域資源を活用した産業の振興

広域高速交通体系の整備充実に伴い、名古屋をはじめとした大都市圏との近接性が高い地域であることを活かして、豊かな自然や歴史文化資源等を活用した交流事業の拡充、工業地域等への企業誘致とともに、交流事業の拡充を契機とした各種産業の振興に努める必要があります。また、公共交通機関の充実が強く望まれています。

- 1) 特急列車の停車増便、路線バス等公共交通体制の充実
- 2) 多彩な地域資源を活かした（滞在型）交流拠点づくりの推進
- 3) 観光交流等を活かし農林業、商工業等地域産業の活性化の推進
- 4) 広域交通拠点に位置する立地条件を活かした工業の振興

3 自然と共に生き・活用した環境対策の充実

地域にとって最大の資源であり、住民にとっても関心の高い自然環境の保全と活用が求められています。このため地域全体で資源循環型社会の確立を進めていく必要があります。

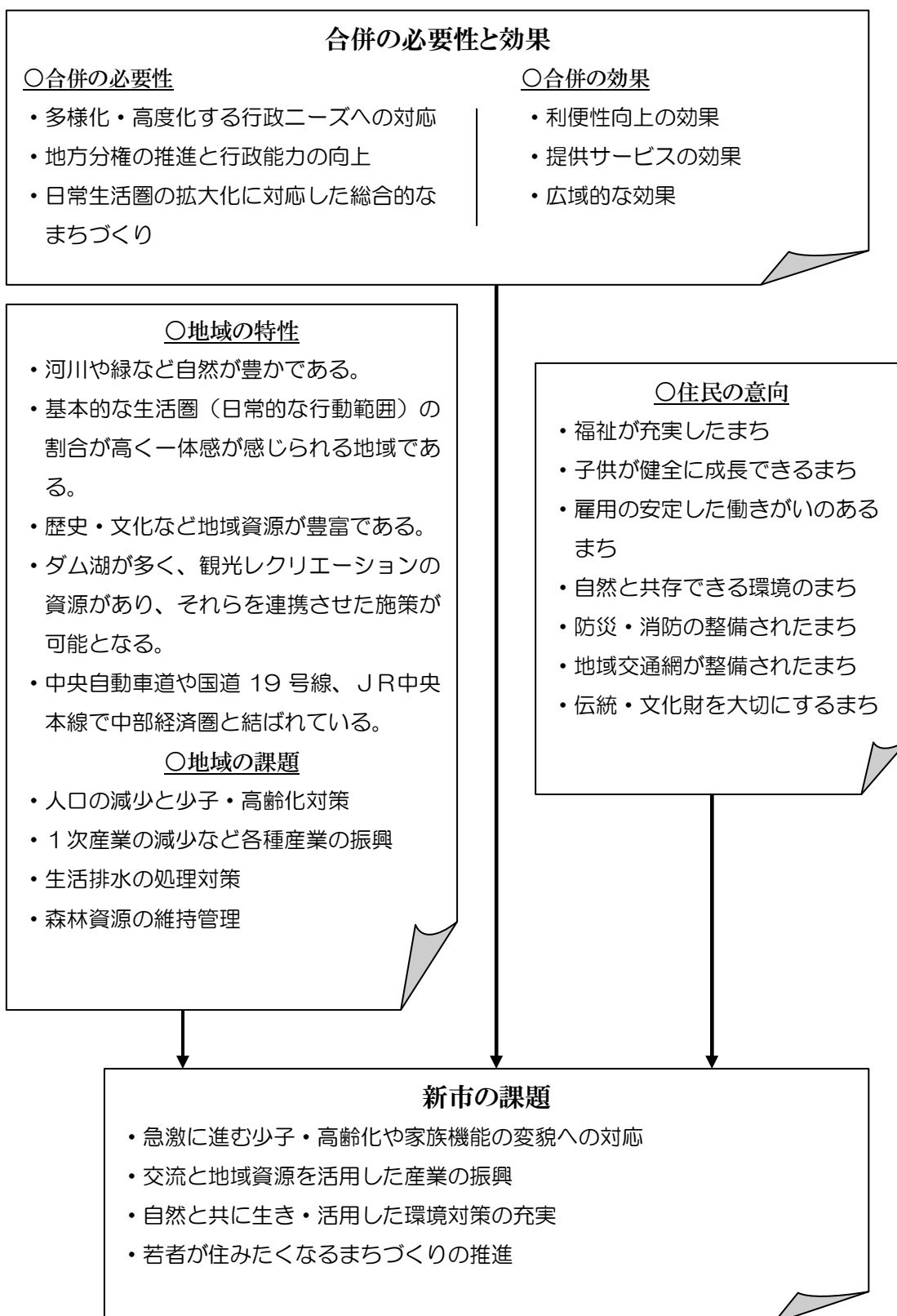
- 1) 環境負荷の少ない循環型社会の形成
- 2) 観光レクリエーションや地場産業との連携

4 若者が住みたくなるまちづくりの推進

高齢化に相反し、年々減少する若者の定住促進は、新市においても大きな課題です。まちづくりに欠かせない若者の定住化を積極的に取り組む必要があります。

- 1) 若者のニーズに即したまちづくりの推進
- 2) 通勤・通学等の交通利便性の充実
- 3) 環境の整った住宅整備

計画の前提と課題のまとめ



第二章

新市まちづくり計画

次の世代へ

つなげる

まちづくり

恵那市

主要指標の見通し

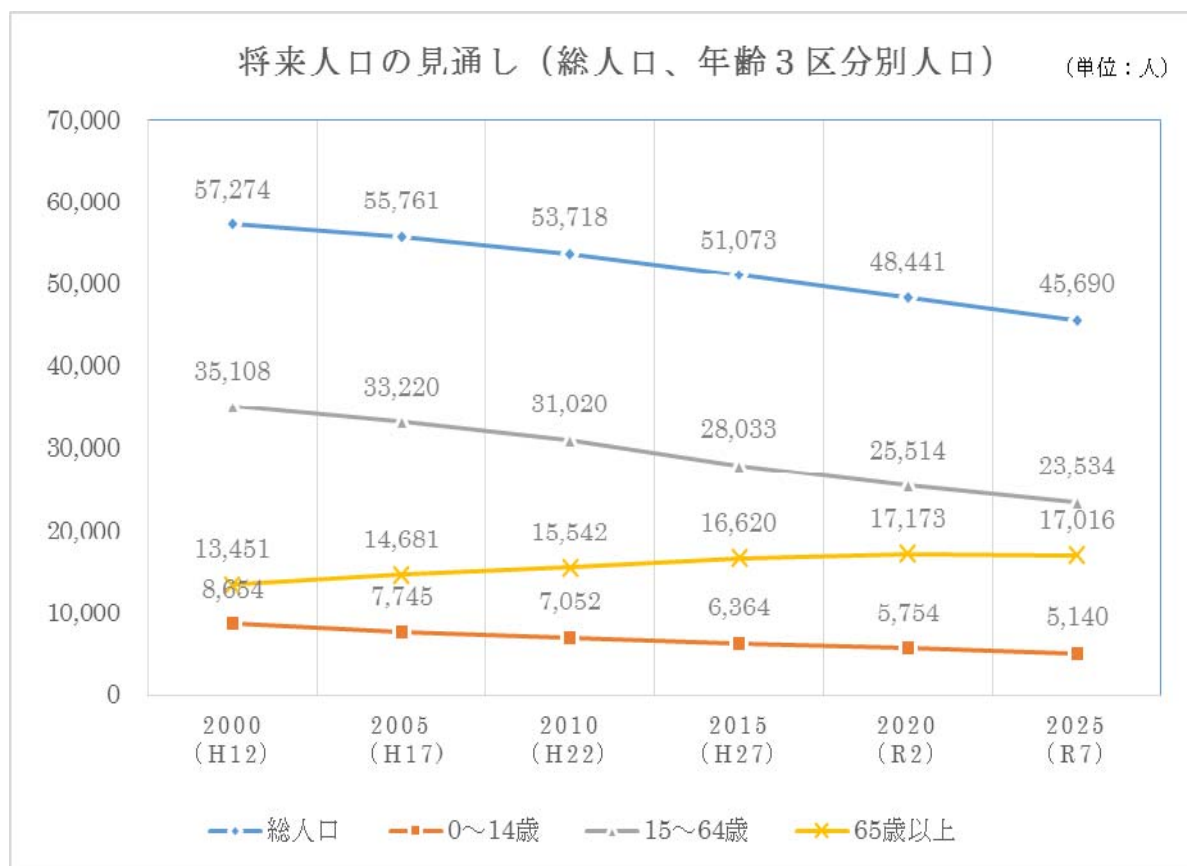
第3章 主要指標の見通し

3-1 人口

新市の将来人口は、平成12年の57,274人から25年後の令和7年には45,690人に減少し、この間に11,584人（20.2%）減少するものと見込んでいます。

年齢3区分別人口では、年少人口（15才未満人口）と生産年齢人口（15歳以上64歳未満人口）が減少を続ける一方で、老年人口（65歳以上人口）は増加を続け、少子高齢化が進展していきます。なお、老年人口は、令和2年頃をピークに緩やかに減少していきます。

平成12年と令和7年の人口構成を比較すると、年少人口は3.9%減少、生産年齢人口も9.9%減少する一方で、老年人口は13.7%増加し、4人に1人であった65歳以上の占める割合は、3人に1人となります。



(単位：人、%)

推計人口	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口	57,274	55,761	53,718	51,073	48,441	45,690
年少人口（15歳未満）	8,654	7,745	7,052	6,364	5,754	5,140
構成比	15.1	13.9	13.2	12.5	11.9	11.2
生産年齢人口（15～64歳）	35,108	33,220	31,020	28,033	25,514	23,534
構成比	61.4	59.7	57.9	54.9	52.7	51.5
老年人口（65歳以上）	13,451	14,681	15,542	16,620	17,173	17,016
構成比	23.5	26.4	29.0	32.6	35.5	37.2

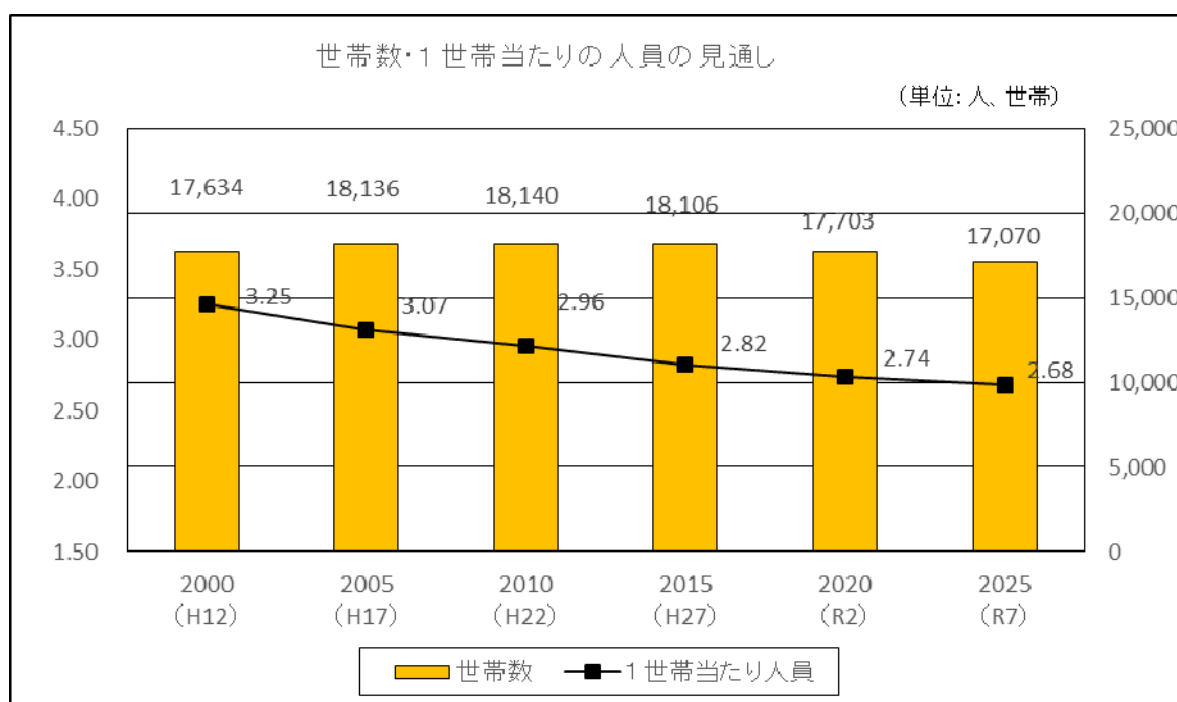
※平成12年から平成27年までの人口は国勢調査、令和2年（2020年）以降の人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」に基づく。

※平成12年から平成27年までの総人口には不詳の者が含まれていることから、年齢3区分別人口を足しても総人口と一致しない。

3-2 世帯

将来の世帯数は、平成12年の17,634世帯から25年後の令和7年には17,070世帯に減少し、この間に564世帯（3.2%）減少するものと見込んでいます。

1世帯当たりの人員は、平成12年の3.25人から令和7年には2.68人まで減少すると見込んでおり、今後も核家族化や単独世帯の増加などが進んでいくものと考えられます。



※平成12年から平成27年までの世帯数及び1世帯当たりの人員は国勢調査、令和2年（2020年）以降の世帯数などは国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」に基づく。

第四章

新市まちづくり計画

次の世代へ

つなげる

まちづくり

恵那市

新市まちづくりの
基本方針

第4章 新市まちづくりの基本方針

4-1 将来像

1 基本理念

新市のまちづくりを進めるにあたっての基本理念は、以下のとおりになります。

(1) 人・地域・自然が共生するまちづくり

豊かな自然環境等の保全とそれを活用したまちづくり、子どもや高齢者、障がい者を大切にした福祉のまちづくり、国際性と近代感覚豊かな人材を育む市民文化のまちづくりなど、人と人、人と自然、人と地域が共生するまちづくりを進めます。

(2) 地域を支える産業が活性化したまちづくり

農林水産業をはじめ、商工業、交流観光を含めたサービス産業が互いに発展し、地域経済が伸び新市全体の活性化へつながるまちづくりを進めます。

(3) 交流と共生の活力あるまちづくり

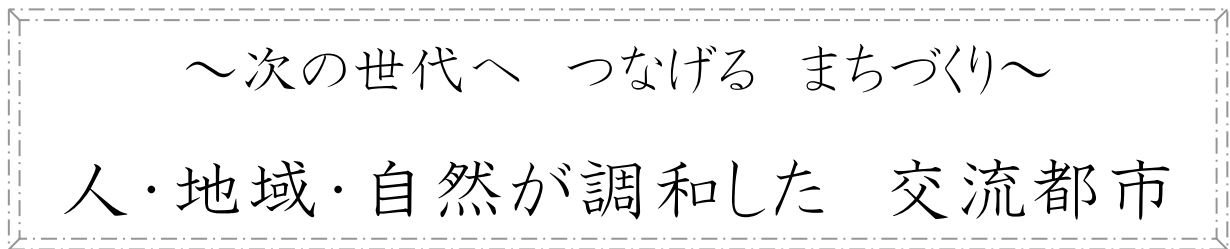
各地域のコミュニティ、伝統文化、自然環境等を尊重し、それぞれの個性を活かしたまちづくりを推進するとともに、住民の行政への要望や意見が尊重されるまちづくりを進めます。

(4) 住民と行政の協働による一体感あふれるまちづくり

合併を住民と行政が新しいまちづくりを再検討する大きな節目ととらえ、さまざまな分野における住民参加と交流の環境を整えることにより、住民と行政の協働による一体感あふれるまちづくりを進めます。

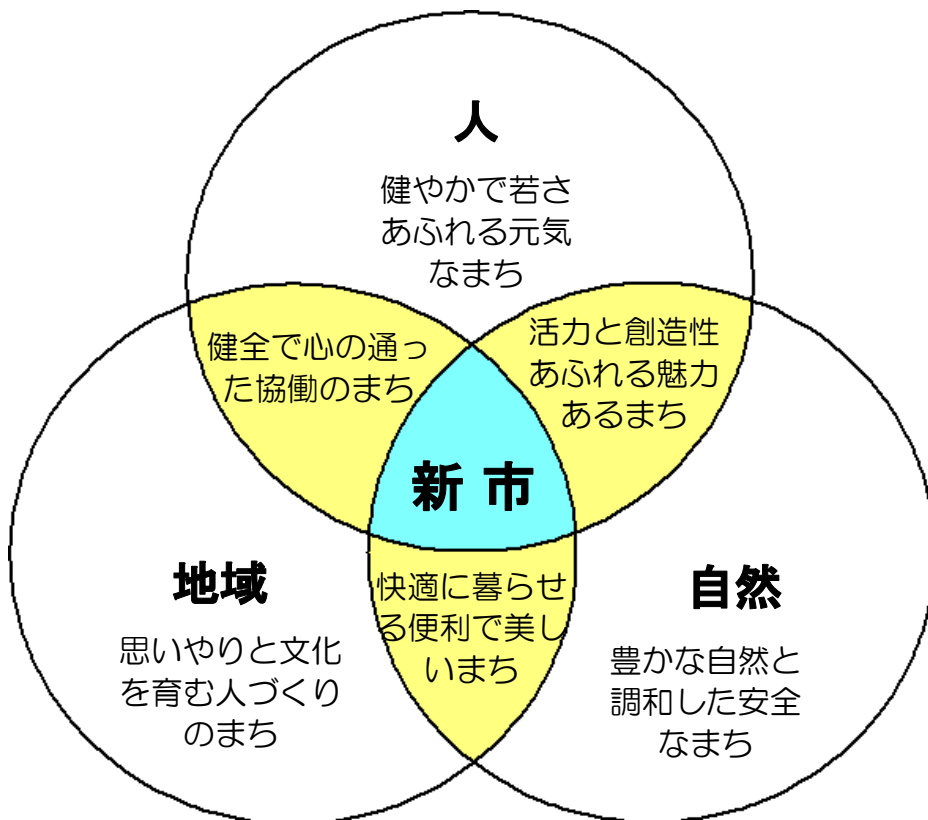
2 新市の将来像

前記の基本理念を踏まえ、目指すべき新市の将来像、将来イメージを次のように設定します。



将来像に含まれている言葉には、以下の思いを込めています。

- 「人」 新市に生きる人々、地域外から訪れる人々
- 「地域」 過去に始まり現在に受け継がれた「地域社会」「生活」「産業」
- 「自然」 森林や河川などの自然
- 「交流」 地域・地域外から訪れる「人」「自然」「地域社会」のふれあい



4-2 基本方針

新市の将来像を実現するため、これまで整理した地域の課題やまちづくりの基本理念を踏まえた上で、新市のまちづくりの基本目標として以下の6項目を設定します。

1 健やかで若さあふれる元気なまち（健康・福祉）

地域ぐるみで健康づくりと福祉を推進し、だれもが住み慣れた地域で安心して生きがいを持ち、明るく健やかに暮らせる元気なまちを実現します。

また、家庭や地域における子育て機能を高め、地域社会全体で協力し、子どもを生み育てやすい環境のまちを実現します。

高齢者、障がい者の皆さんへの保健・医療・福祉サービスの高度化を推進する一方で、行政と民間が協働して地域福祉を拡充するネットワークづくりや支援体制を構築し、合わせて地域医療体制の拡充に努めます。

2 豊かな自然と調和した安全なまち（生活環境）

新市は、豊かな自然に恵まれています。これに加えて快適な生活との両立を目指した環境共生のまちづくりが求められています。今後は、この貴重な資源である豊かな自然環境と調和しながら環境整備を進め、安心して快適に住み続けることのできる暮らしの実現を目指します。

また、質の高い快適な居住環境づくりに向けて、災害、救急などに対応できる体制づくり、交通安全や防犯に対する生活環境づくりや、ごみの減量化、資源の再利用を促進して循環型社会の形成に努めます。

さらに、市民の皆さん誰もが集える公園・緑地の整備を進めます。

3 快適に暮らせる便利で美しいまち（都市・交流基盤）

計画的な土地利用と、高速自動車道等の幹線道路を擁する立地条件を生かし、広域交流を発展させるための地域内交通体系の整備を進め、快適な都市基盤の整ったまちを実現します。

また、公共交通の利便性と利用の向上を図るため、関係機関と連携し、その維持・拡充に努めるとともに駅周辺環境整備を図ります。

このような都市基盤の充実を図るため、ケーブルテレビネットワークによる情報通信基盤の整備を促進し、各種生活関連情報の発信や提供のための情報ネットワークの構築や拠点施設の確保を図ります。

4 活力と創造性あふれる魅力あるまち（産業振興）

新市の発展を支え、活力と活気を生み出す源泉は産業活動にあります。また、多様な雇用機会の確保・創出は、若者の定住や人口増加のための重要な条件となります。

このため、インターネットによる情報戦略の確立や、自然と風土、広域交通網を活かし、暮らしにつなげる商工業・観光産業を振興します。さらに豊かな自然と共存する魅力ある農林水産業の振興を図り、その持続的な発展に努めます。

新規産業の育成を進め、より競争力が高く時代の変化に柔軟に対応できる都市の形成に取り組みます。

これらを通して、経済的な豊かさ、生活のゆとりを実感できる活力と活気あふれる産業のまちづくりを目指します。

5 思いやりと文化を育む人づくりのまち（教育・文化）

明日の時代を担う子どもたちが、心豊かでたくましく育つように、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。

また、地域固有の歴史・文化を保存・継承し、一人ひとりが豊かな人間性をはぐくみながら、いつでも、どこでも生涯を通じて学ぶことのできるまちを実現します。さらに家庭、学校、地域がそれぞれの役割を果たし子供たちの健全育成に努めます。

住民のスポーツ活動を支援するため、既存施設の機能強化とネットワーク化による有効利用を進めるとともに、スポーツ団体の支援や指導者の育成を図り、だれもが楽しめるスポーツの機会の創出に努めます。

6 健全で心の通った協働のまち（住民参加）

市民一人ひとりが新しいまちづくりの主役として、多くの人と心を通わせ、共に行動できるような仕組みづくりに努めます。

また、まちづくりを担う市民や市民団体を積極的に支援育成し、適切な情報提供などを行なうことにより、幅広く市民の意見が反映されるまちを目指します。

また、まちづくりの長期的・総合的な展望のもと、効率的な財政運営に努め、質の高い住民サービスを提供します。

4-3 土地利用の方向

新市の各地域は、それぞれが魅力ある特徴や資源それに可能性を有しています。

これらの恵まれた資源を活用し活力を高めていくとともに、それぞれの地域が抱える課題に的確に対応することにより、調和のとれた発展を目指します。

そこで、新市の将来像の実現に向けて、新市が均衡ある発展を成し、新市全体が調和のとれたまちとなるよう、地域を「都市拠点ゾーン」「地域振興ゾーン」「工業ゾーン」「自然レクリエーションゾーン」「農業・農村定住・森林ゾーン」の5のゾーンと「医療・保健・福祉拠点」「歴史・文化交流拠点」の2つの拠点ネットワークにより、各地域の特性を活かした土地利用の推進に努めます。

また、地域内交通軸として新市の各ゾーンを結び、広域交流の玄関口としてのネットワーク化を進め、地域外との広域的な連携・交流に資する交通軸の形成強化を図ります。

○都市拠点ゾーン

既成市街地を「都市拠点ゾーン」と位置づけ、商業・業務地としての市街地の整備、都市計画道路の整備、土地区画整理事業の推進による良好な住宅環境の創出等を図り、新市の顔としての都市拠点にふさわしい賑いのある市街地の形成に努めます。

○地域振興ゾーン

各地域の中心地を「地域振興ゾーン」と位置づけ、生活道路や都市基盤の整備、公園の整備、商業施設の充実、住宅環境整備や良質な住宅開発の誘導等を図り、良好な市街地住宅環境の創出に努めます。

○工業ゾーン

工業系用途地域を「工業ゾーン」と位置づけ、工業用地としての基盤整備の充実を進め、優良企業の誘致、既存立地企業への支援の充実に努めます。また、地場産業の振興を図るため、各種支援に努めます。

○自然レクリエーションゾーン

恵那峡、保古の湖、阿木川ダム湖、おりがわダム湖、奥矢作湖周辺の自然環境を保全しながら利活用を進め、水辺空間、グリーンツーリズムの充実による都市と農村の交流拠点づくりに努めます。そしてこれらの地域を「自然レクリエーションゾーン」と位置づけ、各地域の自然とのふれあい施設の整備、充実、保全を進めるとともに、歴史・文化交流拠点と連携したネットワーク化を進めます。

○農業・農村定住・森林ゾーン

農業地域については、まとまりのある優良農地の長期的保全に努め基盤整備等を進め、生産性の高い農業生産地の形成を図ります。また、集落地域については、農業と共生する農村定住地区として良好な居住環境の形成に努めます。

森林地域については、森林環境保全に努める一方、里山を含む経済林地区の林業生産基盤の整備を進めます。

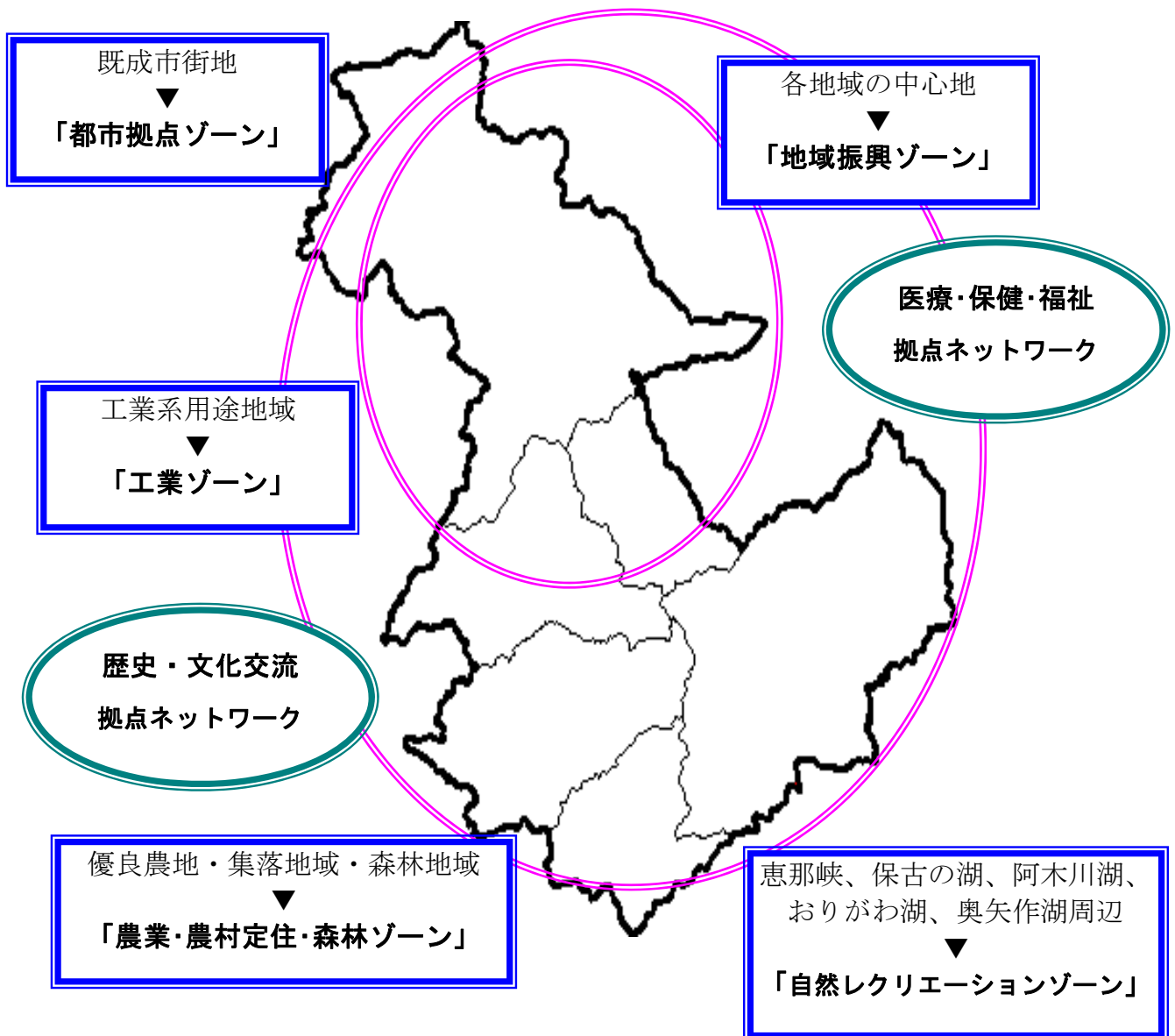
○医療・保健・福祉拠点ネットワーク

市立恵那病院と上矢作病院を「医療拠点」、保健センターを「保健拠点」、デイサービスセンターや老人保健・福祉施設を「福祉拠点」と位置づけ、高齢者や障がい者のみならず地域住民の医療・保健・福祉拠点として整備・充実に努めるとともに、医療・保健・福祉の有機的な連携を図るため、各拠点のネットワーク化を進めます。

○歴史・文化交流拠点ネットワーク

各地域に散在する歴史・文化遺産を「歴史・文化交流拠点」と位置づけ、歴史的、文化的交流拠点機能及び観光情報拠点機能、特産品直売拠点機能等の整備・充実に努めます。また、自然レクリエーションゾーンと連携したネットワーク化を進めます。

土地利用の方向



第五章

新市まちづくり計画

次の世代へ

つなげる

まちづくり

恵那市

新市の施策

第5章 新市の施策

5-1 施策の大綱

「人・地域・自然が調和した交流都市」という新市の将来像を実現するため6つの基本目標を設け、施策の体系を以下にまとめ、総合的、計画的なまちづくりを展開していきます。

1 健やかで若さあふれる元気なまち

- ①安心して子どもを生き育てる環境づくり
- ②健康づくりの促進
- ③みんなで支えあう福祉のまちづくり
- ④安心と生きがいのある高齢者福祉の充実
- ⑤地域で共に暮らせる障がい者福祉の充実
- ⑥地域の医療・救急体制の充実

2 豊かな自然と調和した安全なまち

- ①豊かな自然環境の保全と活用
- ②快適な都市環境づくり、まち並み景観整備の推進
- ③災害に強く、安心・安全なまちづくり
- ④環境衛生対策の充実
- ⑤身近に親しまれる憩いの場（公園・緑地）の整備

3 快適に暮らせる便利で美しいまち

- ①計画的な土地利用
- ②地域内外の交流を支える道路体系の強化
- ③公共交通の充実・強化
- ④高度情報通信基盤の整備
- ⑤地域間交流の推進

4 活力と創造性にあふれる魅力あるまち

- ①賑わいのある商業・サービス業の振興
- ②新たな活力を生み出す工業の振興
- ③農林水産業の支援・高度化
- ④若者定住に対応した魅力ある就労環境の充実
- ⑤地域資源の連携による個性的な観光の振興

5 思いやりと文化を育む人づくりのまち

- ①学校教育の充実
- ②生涯学習環境の充実
- ③人を育み、人を活かす教育
- ④文化・芸術活動の振興
- ⑤文化財の保護
- ⑥スポーツ活動の振興

6 健全で心の通った協働のまち

- ①市民参加のまちづくりの推進
- ②男女共同参画の推進
- ③地域コミュニティ活動の充実
- ④時代に対応した行財政基盤の確立

5-2 主要施策

1 健やかで若さあふれる元気なまち

(1) 安心して子どもを産み育てる環境づくり

少子化への積極的な対応が重要な課題となっているなか、老朽化した保育所を整備・更新し、次代を担う児童が心身ともに健やかに育成されるよう、また、多様化する保育ニーズに対応できるよう地域子育て支援センター事業の充実を図り、子育て支援のためのしくみづくりに努めます。

また、母子保健事業の充実や子育てに関する学習機会の拡充、情報提供や相談体制そして乳幼児医療の充実等、総合的な子育て支援の強化に取り組みます。

(2) 健康づくりの促進

市民一人ひとりが、生涯を通じて健康で心豊かに生活できるよう、健康管理意識の高揚を図り、それぞれの年齢層や生活様式に合わせた健康への努力目標を設けるなど、健康増進のための行動指針としてのいきいきヘルシープランを策定し、その啓発事業を通して自主的・主体的な健康づくりに努めます。

また、市民の健康増進、健康診査及び相談・指導等の保健サービスの充実を図ります。

(3) みんなで支えあう福祉のまちづくり

高齢者、障がい者、児童を含む全ての市民が、住み慣れた地域のなかで、共に助け合い・支え合いながら輝き暮らせる相互支援精神にあふれた地域社会の構築をめざします。そのため、地域福祉活動の中核的な役割を担う社会福祉協議会や民生児童委員の福祉活動を積極的に支援するとともに、ボランティア団体等の活動を支援します。

(4)安心と生きがいのある高齢者福祉の充実

高齢者の能力活用と就業機会確保のため、シルバー人材センターの充実を図ります。

また、学習機会の提供として生涯学習の充実を図り、地域活動への参加と交流機会の拡大による高齢者の生きがいを進めます。

介護予防事業の充実により、高齢者が要介護状態にならないように支援するとともに、地域介護体制の充実、家庭介護の支援や介護者の負担軽減等のため、民間活力の導入を含め保健・医療・福祉サービスの充実を図ります。

(5)地域で共に暮らせる障がい者福祉の充実

障がい者が住み慣れた地域のなかで、豊かな生活や社会参加が実現できるよう支援するとともに、保健・医療などと連携を強化し在宅福祉サービスの充実を図ります。

(6)地域の医療・救急体制の充実

医療ニーズの高度化・多様化や、救急・休日・夜間のニーズに応えられるよう、医療機関との連携や市民への情報提供を強化するとともに、地域医療体制や地域医療施設整備に努めます。

(1) 安心して子どもを生み育てる環境づくり

主要施策	施策の主な事業
保育所、子育て支援センター等整備事業	老朽化保育所の新築・改修等周辺整備 保育所に併設した子育て支援センターの整備
子育て支援プロジェクトの推進	乳幼児保育、延長保育、障がい児保育等の充実 子育て教室、相談窓口の充実 学童保育事業
母子保健事業の充実	子どもの発育に合わせた保護者の育児指導や相談事業
乳幼児医療の充実	乳幼児医療費助成事業等の充実

(2) 健康づくりの促進

予防接種、健康診査等保健サービスの充実	検診、予防接種の充実 食生活、栄養指導等による健康づくり、予防活動の推進
いきいきヘルシープランの策定	健康管理プラン作成による自己健康管理の推進
健康づくり拠点等整備事業	健康管理センター改修工事 保健福祉センター整備
健康づくり活動の推進	健康づくり拠点を中核とした心の健康づくり、相談活動の充実

(3) みんなで支えあう福祉のまちづくり

福祉施設整備事業	総合福祉センター等の整備
地域福祉活動の充実、支援	社会福祉協議会の体質強化 ボランティア組織、NPO（継続的・自発的に社会活動を行う、営利を目的としない市民活動団体）などの活動支援

(4) 安心と生きがいのある高齢者福祉の充実

高齢者福祉施設等整備事業	高齢者生活福祉センター建設 ケアハウスの整備 グループホーム整備 特別養護老人ホーム用地整備
在宅福祉サービス事業	緊急通話システム導入 介護予防・地域支え合い事業
高齢者いきがい創出事業	シルバー人材センター等を核とした就業機会の拡充
高齢者ふれあい事業	地域間・世代間交流の推進 地域老人クラブの支援

(5) 地域で共に暮らせる障がい者福祉の充実

在宅福祉サービス事業の充実	ホームヘルパー活動の充実、デイサービス、ショートステイ事業の促進
自立支援活動の充実	障がい者福祉施設の整備拡充
社会参加機会の創出、就業支援	地域活動、文化活動参加支援 ノーマライゼーション（他の人々と同じという考え方）の推進
公共施設等バリアフリー化事業	保育所、学校等公共施設のバリアフリー化（障害を除去すること）の推進

(6) 地域の医療・救急体制の充実

地域医療施設等整備事業	病院・診療所の施設改修及び高度医療機器の整備
地域医療環境の充実	医療・保健・福祉拠点のネットワーク化
救急医療体制の整備	高規格救急車、救助用資機材の計画的充実 医療機関、施設等の連携体制の強化

2 豊かな自然と調和した安全なまち

(1) 豊かな自然環境の保全と活用

本地域の自然環境は、地域の大きな魅力となっています。この自然資源については、治山・治水対策事業、河川整備事業等を行って自然災害を防止する。その際には、自然環境の維持を図り、良好な自然環境・景観の保全にも努めます。

(2) 快適な都市環境づくり、まち並景観整備の推進

若者の定住促進、自然環境に配慮した宅地開発や、住宅ニーズの高度化・多様化に対応した良質で魅力ある住宅建設を促進します。なお、公共施設についても木造化を推進し、内装についても木質化を促進します。

水道の整備・拡充については、良質な水の安定供給のため、需要の増加を見越した水源の確保と、水質管理の徹底、水道施設の計画的な整備充実を図り、水道事業の効率化及び健全運営を行います。また、継続的に未給水地区の解消に努めます。

各地域の特性や歴史・文化を活かした生活の快適さを感じさせるまち並景観の保存・整備を図るとともに、市民参加による地域づくりを進めます。

(3) 災害に強く、安心・安全なまちづくり

地震・災害・風水害等あらゆる災害に強いまちづくりを推進するため、市民の防火・防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の育成、強化に努めます。

地震等災害時における、電気、水道等のライフライン確保のため、関係機関との連携を強化し迅速な応急復旧体制の確立に努めます。

また、緊急時の重要な連絡手段である防災行政無線を整備するとともに、消防庁舎及び分署の整備、消防車、防火水槽、消防団施設の整備、防犯灯など各種防災・防犯設備の計画的な整備・配置を行います。

身近な生活道路の整備、危険な踏切の解消に取り組み、交通安全施設の整備や啓発活動等を通じて歩行者の安全確保を図るなど、交通事故を減らす取り組みを推進します。

また、市民が安心して暮らせるよう、関係機関・団体との連携のもと、啓発活動・情報収集活動を通じて防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみの暴力追放運動や青少年の非行防止それに消費者の被害やトラブルなど、地域社会と行政が連携して、各種防犯安全活動の促進に努めます。

(4)環境衛生対策の充実

ごみ処理やし尿処理については、既存の施設を活用し、その一方で、環境保全の観点から、市民や事業者の協力を得ながら、ごみの減量化、分別収集によるリサイクル化などについての施策を図るとともに、不法投棄の防止に努めます。

公衆衛生の向上による快適な生活環境の確立、公共用水の水質保全といった目的から、生活排水の処理対策を積極的に推進します。そのため特定環境保全公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の処理施設の整備を、それぞれの地域の特性に応じて効果的、効率的に行い、既存の整備状況等に配慮した計画的な整備拡充を図ります。

(5)身近に親しまれる憩いの場(公園・緑地)の整備

市民が一日ゆっくり過ごせる公園や、土地区画整理事業との調整を図りながら都市公園の整備を推進するとともに、誰もが集い自然と親しむことができる公園の整備を進めます。

また、気軽にスポーツやレクリエーションを楽しみ、子どもが安心して遊べる場を確保するため、公園・緑地・広場の整備に努めるとともに、各種観光施設との一体的な管理体制の確立を進めます。

(1) 豊かな自然環境の保全と活用

主要施策	施策の主な事業
河川整備事業	河川改良工事 河川改良工事（県事業） 公共総合流域防災事業（県事業）
治山・治水対策事業	急傾斜地崩壊対策工事 公共治山事業（県事業） 県単治山事業（県事業） 公共通常砂防事業（県事業） 公共地すべり対策事業（県事業） 公共急傾斜地崩壊対策事業（県事業）
自然資源の調査、研究、保護活動の推進	貴重な植物など自然に関する調査研究をし、価値ある資源としての保護、活用

(2) 快適な都市環境づくり、まち並景観整備の推進

市営住宅整備事業	宅地造成と市営住宅の建替え
若者定住促進事業	単身住宅等若者住宅の建設
上水道・簡易水道施設等整備事業	給水地区の拡張 簡易水道整備、拡張 小規模飲料水供給施設整備 給水・排水集中管理設備整備
都市、まち並景観整備事業	都市、まち並景観整備事業

(3) 災害に強く、安心・安全なまちづくり

防災行政無線整備事業	防災行政無線のデジタル化更新
消防庁舎等整備事業	新消防庁舎建設・分署の新設及び改築、改修
消防防災施設等整備事業	高規格救急車（再掲） 消防通信施設整備 消防ポンプ自動車等更新 防災ダム、防火水槽の整備
消防団等の地域防災設備の充実	コミュニティ消防センター建設 消防器庫、消防ポンプ自動車、積載車の更新
	自主防災組織支援
交通安全施設整備事業	ガードレール・カーブミラー・街路灯設置
	危険踏切拡幅改良
防災・交通安全・防犯意識の高揚	防災・交通安全・防犯意識の高揚
消費者保護活動の推進	消費者モニター活動の推進 消費生活リーダー設置 消費生活講座の開設

(4) 環境衛生対策の充実

不法投棄防止対策の強化	不法投棄防止対策の強化
地域環境基本計画の策定	環境基本計画の策定 生活環境保全・公害対策委員会の設置
し尿・ごみ処理施設整備事業	一般廃棄物最終処分場の整備 し尿処理施設の建設 旧清掃センター取り壊し ごみ処理施設の建設及び改築、改修
循環型社会の推進	ごみ減量化とリサイクル活動の推進
公共下水道等整備、拡張事業	公共下水道区域の拡張 特定環境保全公共下水道事業 農業集落排水事業
合併処理浄化槽等整備事業	合併処理浄化槽設置推進
火葬場等整備事業	新火葬場等整備 墓地造成

(5) 身近に親しまれる憩いの場（公園・緑地の整備）

公園・緑地等整備事業	市民が交流しやすい公園、広場の整備 森林、河川など自然に親しめる公園整備
土地区画整理事業	土地区画整理事業による公園整備

3 快適に暮らせる便利で美しいまち

(1)計画的な土地利用

豊かな自然環境の保全と市街地や農地の有効利用を図りながら、公共施設の適正配置と生活環境整備を進めて人口の定着化を図るなど、計画的、総合的な土地利用を進めます。

地籍調査による土地の把握を行い、土地の適正な管理と土地利用計画を策定します。

居住系用地では、良好な宅地の保全と供給や、生活環境の向上と地域の特性を活かしたまちづくりを進めます。工業系用地では、周辺部の環境対策と新たな用地の確保の検討を進めます。商業系用地では、魅力ある商業地形成を目指したまちづくりとしての取り組みを進めます。農業系用地では、優良農地の保全と農業生産基盤の整備を進めます。森林地域は保全を基本として、林業用地としての活用と生産基盤の整備や観光資源としての活用を図るとともに適正な管理を行います。公共公益施設用地では、生活にあわせた適正配置を考慮した用地確保と整備を進めます。

(2)地域内外の交流を支える道路体系の強化

地域の資源、施設の機能分担を図り、地域の均衡ある発展を促進するために、幹線道路網のネットワークの形成が重要となります。これについては、中央自動車道・国道・県道を中心とした幹線道路網の改良・整備を促進します。

また、日常的な生活に密着した生活道路網については、生活の利便性や防災性の向上を高め、地域の特性に応じた安全な道路整備を推進します。

(3)公共交通の充実・強化

公共交通機関の充実を図り、明知鉄道等との関連を重視した「新市バス交通計画」を策定し、交通弱者・学生・高齢者のための貴重な交通手段として地域のコミュニティバスを運行します。

(4) 高度情報通信基盤の整備

情報通信基盤の整備については、ケーブルテレビネットワークの方式統一を行い、地域情報化の推進とブロードバンド環境を整備します。

また、公共施設間の情報化を推進し、市民の利便性の向上を図るとともに情報化社会に対応できる人材を育成します。

(5) 地域間交流の推進

地域間交流や国際交流活動を推進し、国際感覚と郷土愛に優れた青少年の育成を図るとともに、これまで培われてきた友好交流活動を推進します。

(1) 計画的な土地利用

主要施策	施策の主な事業
土地利用計画の策定	地域の特性を活かした、整備・開発・保全の方針、国土利用計画の策定
	グリーンピア恵那等跡地利用 土地区画整理事業
地籍調査事業の推進	土地所有に関する権利保全・明確化

(2) 地域内外の交流を支える道路体系の強化

市道整備・改良事業	基幹市道・一般市道の拡幅改良・舗装整備
国道・主要地方道・ 県道など幹線道路の 改良整備事業	国道・主要地方道・県道など幹線道路の改良整備
	三河・東美濃連絡道路

(3) 公共交通の充実・強化

新市バス交通計画の策定	バス・鉄道等の連携による利便性の向上を図る
駅及び周辺環境整備事業	土地区画整理事業（再掲）
地域コミュニティバス事業	地域の公共交通需要に対応するためのサービス事業
	コミュニティバスの更新

(4) 高度情報通信基盤の整備

情報通信基盤整備事業	情報ネットワークの構築 ケーブルテレビ施設整備
電子自治体推進事業	総合行政システムの構築による公共サービス
地域イントラネット整備事業	地域内公共施設間の情報ネットワーク整備
情報化環境整備事業	情報化社会に対応した人材の育成 住民向け I T（情報通信技術）環境の整備

(5) 地域間交流の推進

国際交流推進事業	国際交流組織の強化と活動の推進
友好交流事業	地域間交流事業の推進
国際社会に対応できる人材育成	青少年の海外研修支援 外国人講師による国際理解教育の推進

4 活力と創造性あふれる魅力あるまち

(1)にぎわいのある商業・サービス業の振興

市街地商店街の整備やまち並整備を進めるなど、魅力ある商店街づくりや地域の特色を活かした商店街づくりを推進します。

また、地域の特徴を活かした特産品の開発等を進め、地域観光資源を活かした商業組織活動を支援します。

(2)新たな活力を生み出す工業の振興

地域内の工業製品のPRや、地域の資源を活かした地場産業を振興します。

工業団地や周辺の道路網の整備を推進し、優良企業の誘致を進めます。

(3)農林水産業の支援・高度化

農業の健全な発展と農地をはじめとする土地の保全や有効利用を図るため、就業者、農業団体、関係者の積極的な取り組みを喚起し、高度な技術と優れた経営感覚を有する意欲的な就業者を育成確保します。

また、道路、ため池、ほ場等の生産基盤を充実させ、優良農地の確保を図り、農作業の効率化を図るとともに、農地の集約化や作業の受託体制の整備、環境にやさしい農業の促進、農産物のブランド化、加工・販売体制の整備を図ります。

林業は、生産基盤の整備、担い手の確保や合理化の推進等により、林業の振興を図るとともに、自然環境保全機能やレクリエーション機能等多様な公益的機能の保全・整備に努めます。

(4)若者定住に対応した魅力ある就労環境の充実

若者の定住やUIJターン事業を推進するとともに、関係機関と連携し若者・女性・高齢者・障がい者などの就労の場の確保や産業の振興など、雇用機会の創出に努めます。

また、勤労者の余暇活動の充実や住宅・生活資金融資制度の充実など、勤労者福祉の充実に努めます。

(5) 地域資源の連携による個性的な観光の振興

当地域はそれぞれの地域に豊かな自然、歴史等多様な資源を有しています。

その資源を新市の柱としてさらに充実を図り、それらを連携して魅力を増幅させ、市全体として一体的な観光・レクリエーションエリアを形成します。

また、観光協会やひがし美濃広域観光ネットワーク会議との連携によるイベントや、各種観光PR事業を実施します。

(1) にぎわいのある商業・サービス業の振興

主要施策	施策の主な事業
商店街活性化総合支援事業	市街地商店街の整備やまち並整備の推進 空き店舗対策事業
	各種イベント支援
特産品等開発事業	地域特産品等の開発事業
商業組織活動支援事業	商業組織・団体等の活動支援

(2) 新たな活力を生み出す工業の振興

優良企業誘致の推進	優良企業誘致の推進
工業団地等整備事業	工業団地整備事業
地場産業の育成・支援	地域内工業製品のPR 地域資源を活かした地場産業の振興
ベンチャー企業の誘致、育成	新分野における起業支援

(3) 農林水産業の支援・高度化

農道・林道整備事業	農道・林道の維持管理、開設・舗装整備 県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（県事業） 農山漁村地域整備交付金事業（県事業） 森林環境保全整備事業（県事業） 地方創生道整備推進交付金（県事業）
農林水産業の推進	農産物の地産地消の推進 農業後継者、就業者の育成 中山間地域等直接支払事業 畜産振興総合対策事業 森林環境保全整備事業
農林水産業施設整備事業	農産物加工・直販所等の整備 農業公園の整備 ふれあい農園整備
営農指導体制の強化	営農指導体制の強化 集落営農組織化
農業生産基盤整備事業	ほ場整備・ため池整備・用排水路整備事業 県営農村活性化住環境整備事業（県事業） 緑資源機構農用地総合整備事業（県事業） 県営中山間地域総合整備事業（県事業） 県営ため池等整備事業（県事業） 経営体育成基盤整備事業（県事業） 県営農業基盤整備促進事業（県事業）

(4) 若者定住に対応した魅力ある就労環境の充実

勤労者福祉の充実	勤労者生活資金融資制度の充実
U I J ターン事業の推進	Uターン（都市に居住する人の故郷）、Iターン（出身地以外の地方）、Jターン（故郷に近い地方）事業の推進
雇用対策事業	雇用対策組織の支援

(5) 地域資源の連携による個性的な観光の振興

観光施設等整備事業	観光施設・周辺道路・レクリエーション施設等整備 ギャラリー、資料館等整備
観光資源の開発、整備事業	地域観光資源の掘り起こしと開発
観光資源の情報ネットワークの構築	観光拠点の連携と観光イメージ、ルート化の推進 観光情報のネットワークによる案内機能の充実
観光振興事業	観光PR事業 観光協会等の支援 観光案内板の整備

5 思いやりと文化を育む人づくりのまち

(1) 学校教育の充実

心豊かでたくましく育つよう、地域の人材、地域の特色を活かした学校づくりを進めます。

幼稚園・小学校・中学校の良好な教育環境としての学校施設等の整備を図るとともに、高度情報化社会に対応した人材を育成するためのコンピュータ環境を整備します。

また、国際化社会に対応した教育を進め、開かれた学校づくりに努めます。

子どもたち一人ひとりがいきいきと輝き「生きる力」を育む教育を家庭、学校、地域社会が一体となって推進します。

(2) 生涯学習環境の充実

年齢に関係なく知識を深め技能を高めることは、日々の生活に活力を与え、人生を豊かなものにします。誰もが身近で、様々な分野に挑戦できるよう、各種サークルや講座の内容を充実するとともに、その指導者の育成を図ります。

また、公民館、生涯学習センター、児童館及び図書館等の生涯学習施設の整備を進めるとともに、これらの施設相互の連携と運営体制を充実します。

(3) 人を育み人を活かす教育

社会の急激な変化に伴い、青少年を取り巻く環境が深刻になっており、地域全体で子どもを育てる必要があります。

地域の子どもは地域で守り育てる環境や組織づくりを進め、地域社会全体で青少年の自立と健全な育成ができるよう、市民ボランティアや社会活動団体及び学校等の連携により、社会活動、交流活動などへの参加を促し、社会性を育成します。

(4)文化・芸術活動の振興

文化施設の整備充実を図り、市民の自主的な芸術・文化活動を助長する講座や自主事業の拡大を推進します。

また、地域の伝統芸能の保護、保存及び後継者の育成を支援することに努めます。

(5)文化財の保護

数多く存在する文化財の保存と活用対策として、文化財の指定とその指定文化財の環境整備や歴史資料館などの施設の充実を図り、それぞれの機能的連携による文化活動の推進と観光事業とも併せ、その保存と活用を図ります。

(6)スポーツ活動の振興

スポーツ振興の拠点となる施設の充実と機能強化を進めるとともに、既存施設の有効利用を図ります。

全市民が気軽に参加できる各種スポーツ教室を開催し、地域コミュニティと健康増進に役立て、生涯スポーツ活動を推進します。

子どもから高齢者、初心者から上級者まで、様々な人が活動できる総合型地域スポーツクラブの組織づくりを図ります。

(1) 学校教育の充実

主要施策	施策の主な事業
幼・小・中学校施設の整備事業	幼稚園舎・学校校舎・体育施設等の改築・改造、耐震工事
教育施設情報化推進事業	高度情報化社会に対応するためのコンピュータ環境整備
奨学金制度の整備	奨学資金貸付給付事業
学校給食施設整備事業	給食センター建設及び改築、改修
スクールバス関係整備事業	スクールバスの更新及び関係施設整備

(2) 生涯学習環境の充実

生涯学習施設等整備事業	生涯学習センターの設置及び地域の公民館の改修
生涯学習事業の充実	公民館講座・市民大学の充実 親子学園の開催
図書館等整備事業	図書館等の拡充整備
	蔵書情報ネットワーク
施設情報、利用情報の提供	施設情報、利用情報の提供

(3) 人を育み人を活かす教育

青少年健全育成事業	地域社会全体で青少年の健全な育成を推進
子ども会活動の推進	子ども会活動の推進 子どもの地域体験活動の推進 親子学園

(4) 文化・芸術活動の振興

文化・芸術施設等整備事業	文化センター大規模改修 資料館、記念館等整備事業
文化・芸術活動の推進、充実	文化・芸術活動の推進、充実 指導者、団体の育成、支援
施設情報、利用情報の提供	施設情報、利用情報の提供

(5) 文化財の保護

文化財の調査研究、指定	文化財の調査研究、指定 郷土史編さん事業
文化財保護・保存整備事業	指定文化財修理・復元及び周辺環境事業 伝統的建造物、重要伝統的建造物群保存地区修理修景事業

(6) スポーツ活動の振興

地域スポーツ施設整備事業	市民開放型学校プール建設 総合グラウンド整備事業 テニスコート整備事業 運動公園整備事業 東濃スケート場の整備
スポーツ活動の充実、推進	各種スポーツ教室、スポーツイベントの開催
スポーツ団体の育成、支援	体育協会等指導者、団体、ボランティア活動の支援
総合型地域スポーツクラブの育成	総合型地域スポーツクラブの組織化と育成
施設情報、利用情報の提供	スポーツ施設情報、利用情報の提供

6 健全で心の通った協働のまち

(1)市民参加のまちづくりの推進

市民のまちづくりへの参画を促すには、広報の充実と情報の公開が欠かせません。そこで、情報の電子化を進め、情報公開を積極的に行います。

また、各種計画づくりや事業の実施については、市民の意見や要望を反映させるとともに、計画段階から市民の代表者の参画を求め、市民主体のまちづくりを進めます。

(2)男女共同参画の推進

男女がともに個人として尊重され、社会のあらゆる分野で平等に参画し、等しく責任を分かち合っていく男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画プランを策定します。

(3)地域コミュニティ活動の充実

新市が活力に満ち、活力あふれるまちになるには、各地域でのコミュニティ活動を活発化していくことが必要です。そこで、そのコミュニティ活動の積極的な担い手となる自治会、ボランティア組織、NPOなど広くまちづくりにたずさわる住民組織に対し必要な支援を行います。

(4)時代に対応した行財政基盤の確立

新庁舎及び振興事務所等を整備し市民の利便性の向上に努めるとともに、定員適正化計画を策定し組織や業務内容を見直し、簡素で効率的な行財政運営に努めます。

また、市民の視点に立って政策・施策・事務事業等を評価する行政評価制度を構築します。

(1) 市民参加のまちづくりの推進

主要施策	施策の主な事業
市民・市民団体活動支援事業	市民・市民団体活動支援事業
地域振興まちづくり基金の設置	(仮称) 地域振興まちづくり基金の設置
広報広聴機能の充実	広報広聴機能の充実
情報公開と市民参加の推進	情報公開と市民参加の推進

(2) 男女共同参画の推進

男女共同参画プランの策定	男女共同参画プランの策定
--------------	--------------

(3) 地域コミュニティ活動の充実

地域コミュニティ組織活動拠点整備事業	地域コミュニティセンターの建設 地域集会施設整備及び改修事業
地域コミュニティ活動の支援	地域コミュニティ組織の活動の支援 市民参加型イベントの支援
ボランティア組織、NPOなどの育成支援	ボランティア組織、NPOなどの育成支援

(4) 時代に対応した行財政基盤の確立

新庁舎及び振興事務所等の設置、整備事業	庁舎及び振興事務所の改修、新庁舎の建設整備
定員適正化計画による職員の定員管理と効率的な組織管理の再編	定員適正化計画の策定
行政評価制度の構築	行政評価制度の構築
広域行政事務組合等を活用した広域行政の推進	広域行政事務組合等を活用した広域行政の推進

第六章

新市まちづくり計画

次の世代へ

つなげる

まちづくり

恵那市

新市における
岐阜県事業の推進

第6章 新市における岐阜県事業の推進

1 岐阜県の役割

新市は、岐阜県東部の核を担う魅力ある都市づくりを推進する必要があります。

そこで県は新市と連携し、都市基盤の改善・強化を図るとともに、本地域の特色を活かしたまちづくりを総合的に推進するため、県事業を積極的に進めます。

2 新市における岐阜県事業

施策の項目	主要施策
豊かな自然環境の保全と活用	公共総合流域防災事業（一級河川 濁川） 公共通常砂防事業（庄内川水系） 公共地すべり対策事業 公共急傾斜地崩壊対策事業（庄内川・矢作川圏域） 公共治山事業 県単治山事業 県単局部改良事業（一級河川 小里川） 県単局部改良事業（一級河川 永田川） 県単局部改良事業（一級河川 濁川） 県単局部改良事業（一級河川 横町川） 県単局部改良事業（一級河川 田沢川） 公共総合流域防災事業（一級河川 小里川）
地域内外の交流を支える道路体系の強化	防災安全交付金事業（主要地方道 恵那蛭川東白川線） 県単道路新設改良事業（主要地方道 瑞浪上矢作線） 県単道路新設改良事業（主要地方道 恵那白川線） 県単道路新設改良事業（主要地方道 豊田明智線） 県単道路新設改良事業（一般県道 恵那八百津線） 県単道路新設改良事業（一般県道 中野方七宗線） 県単地方特定道路整備事業（一般県道 阿木大井線） 県単地方特定道路整備事業（一般県道 月瀬上矢作線） 県単道路新設改良事業（一般国道418号） 道路維持事業（橋梁・トンネル補修、橋梁耐震補修、舗装道補修） 交通安全事業（通学路安全対策） 道路災害防除事業（落石防止対策）

農林水産業 の支援・高 度化	県営農村活性化住環境整備事業（恵那市飯地地区）
	緑資源機構農用地総合整備事業（美濃東部地区）
	県営中山間地域農村活性化総合整備事業（明智地区）
	ふるさと水と土ふれあい事業（新田上地区）
	県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（明智南2期地区）
	農山漁村地域整備交付金事業（森林基幹道 三森山線）
	地方創生道整備推進交付金（森林基幹道 三森山線）
	県営中山間地域総合整備事業（恵那北部地区）
	県営中山間地域総合整備事業（えな南部地区）
	県営中山間地域総合整備事業（恵那中部地区）
	県営中山間地域総合整備事業（三郷・東野地区）
	県営中山間地域総合整備事業（恵那中央地区）
	県営中山間地域総合整備事業（岩村地区）
	県営中山間地域総合整備事業（恵那第二期地区）
	県営中山間地域総合整備事業（岩村・山岡地区）
	県営ため池等整備事業（恵那地区）
	県営ため池等整備事業（恵那2期地区）
	県営ため池等整備事業（蔵王田地区）
	県営ため池等整備事業（槇ヶ根・山田地区）
	県営ため池等整備事業（打杭第2地区）
	県営ため池等整備事業（姥ヶ洞地区）
	県営ため池等整備事業（浮沼地区）
	県営ため池等整備事業（保古の湖地区）
	県営ため池等整備事業（荒井第1地区）
	県営ため池等整備事業（小沢地区）
	県農業水路等長寿命化防災減災対策事業（恵那地区）
	国農業水路等長寿命化防災減災対策事業（恵那地区）
	県営ため池防災対策事業（兼平地区）
	経営体育成基盤整備事業（小泉地区）
	経営体育成基盤整備事業（岩村地区）
	経営体育成基盤整備事業（久保原地区）
	経営体育成基盤整備事業（上手向地区）
	県営特定農業用水管水路等特別対策事業（中部用水地区）
	県営かんがい排水事業（中部用水地区）
県営かんがい排水事業（茄子川地区）	

県営一般農道整備事業（飯地地区）
県営農地中間管理機構関連農地整備事業（中野方地区）
森林環境保全整備事業（林業専用道 船岩線）
県営農村環境整備事業（鎌瀬用水地区）
県営農業基盤整備促進事業（えな地区）
県営農業基盤整備促進事業（えな第2期地区）

第七章

新市まちづくり計画

次の世代へ

つなげる

まちづくり

恵那市

公共施設の
適正配置と整備

第7章 公共施設の適正配置と整備

公共施設については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域特性や交通・情報通信網などの基盤整備や既存の公共施設を可能な限り活用することにより、地域のバランス及び市民の利便性並びに財政事情等を十分に考慮しながら適正配置と効率的な整備に努めます。

また、新市の庁舎については、現恵那市役所を核に既存町村役場を有効活用し、消防庁舎及び分署とともに、新たな庁舎の整備、統合等については、新市において市民の意向や財政状況等を踏まえ、慎重に検討し、対応します。

また、既存の町村役場については、振興事務所として存続させ、市民生活に密着した行政サービスを提供します。

第八章

新市まちづくり計画

次の世代へ

つなげる

まちづくり

恵那市

財政計画

第8章 財政計画

8-1 基本的な考え方

財政計画については、歳入歳出の各項目ごとに、過去の実績を基に経済情勢や人口推移等を勘案し、合併後20年間について普通会計ベースで推計したものです。

作成にあたっては、合併に伴う住民負担・サービス水準に関する調整方針、合併に伴う経費節減、国の財政支援などを反映させ、堅実な財政運営に心がけるようにしています。

8-2 歳入・歳出計画

1 歳入

(1) 地方税

個人の市町村民税は、将来推計人口を基に勘案して推計しています。その他の税は、過去の実績を踏まえ、現行税制度を基本に推計しています。

(2) 地方譲与税及び各種交付金

地方譲与税等の各種交付金については現行制度を基本に推計しています。

(3) 地方交付税

普通交付税は、合併後10年間の算定の特例措置、合併による普通交付税上乗せ分、合併特例債償還に伴う普通交付税算入分を見込み、人口推移を勘案して算定しています。特別交付税は、合併による特例措置分を見込み、人口推移を勘案して算定しています。

(4) 分担金・負担金

一部事務組合の市町村分担金のうち合併により不要となる額を控除し、現行制度を基本に推計しています。

(5) 使用料・手数料

過去の実績を踏まえ、推計しています。

(6) 国庫支出金・県支出金

過去の実績及び投資的経費に充当される支出金、合併市町村補助金などを勘案して推計しています。

(7) 財産収入・寄附金・諸収入

過去の実績を踏まえ、推計しています。

(8) 繰入金

繰入金については、歳入歳出の状況により必要に応じ基金からの繰入金を見込んでいます。

(9) 地方債

普通建設事業に伴う地方債（合併特例債を含む）等を見込んでいます。

2 歳出

(1) 人件費

過去の実績を踏まえ、推計しています。令和2年度からは会計年度任用職員の報酬を計上してあります。

(2) 扶助費

過去の実績を踏まえ、高齢化等による影響を勘案して見込んでいます。
行政サービスの格差是正などを勘案して推計しています。

(3) 公債費

平成30年度までの地方債に係る償還見込額に、新たな地方債（合併特例債等）に係る償還見込額を加えています。

(4) 物件費

過去の実績を踏まえ、推計しています。

(5) 維持補修費

過去の実績を踏まえ、施設の老朽化に伴う維持補修費の増大を考慮に入れて推計しています。

(6) 補助費等

過去の実績を踏まえ、推計しています。

(7) 投資・出資・貸付金

過去の実績推移を踏まえ、推計しています。

(8) 投資的経費

財政運営の健全性確保を前提に、合併特例措置が終了し、新市の財政基盤が固まる令和7年度以降実質公債比率10%未満、経常収支比率90%台前半を維持できるよう地方債を調整し、投資的経費を算定しています。

■中・長期財政計画 将来推計値

※数値は端数処理をしており、合計額とは異なる場合がある。

歳入	(決算)																(推計)				(単位:百万円)	
	年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		R5
市税	6,325	6,507	6,499	7,443	7,424	7,146	6,956	7,036	6,905	7,095	7,069	6,850	7,061	7,183	7,164	7,125	7,002	6,974	6,946	6,919	6,892	
地方譲与税等	1,563	1,621	1,902	1,452	1,339	1,239	1,230	1,144	1,077	1,101	1,120	1,572	1,419	1,498	1,546	1,671	1,821	1,829	1,829	1,822	1,812	
地方交付税・臨時債・特別交付金	8,216	8,971	8,783	8,725	9,082	9,559	10,132	10,430	10,660	12,101	11,817	11,716	10,999	10,449	10,225	10,158	10,015	10,031	10,085	10,082	9,981	
分担金・負担金・使用料・手数料	1,177	1,102	1,145	871	788	759	757	751	751	744	722	717	696	667	659	589	533	533	533	533	533	
国支出金	1,877	1,796	1,531	1,197	1,383	4,065	2,977	2,412	2,057	2,287	2,434	2,152	2,069	2,189	2,184	2,203	2,080	2,008	1,981	1,953	1,931	
県支出金	2,401	1,953	2,215	1,918	2,136	2,076	1,858	1,959	1,796	1,779	2,000	1,994	2,045	1,962	2,029	2,091	1,708	1,674	1,655	1,637	1,618	
財産収入・寄附金	178	322	211	157	286	137	213	154	110	121	105	183	207	204	242	242	242	242	242	242	242	
繰入金	2,993	485	1,405	701	737	216	183	198	235	291	274	2,801	1,344	631	700	467	461	537	539	403	339	
繰越金	1,348	1,572	1,568	1,456	1,382	1,402	1,882	1,835	1,506	1,500	1,792	1,217	1,499	1,396	1,420	1,612	1,656	1,538	1,548	1,575	1,547	
諸収入	632	739	708	739	684	800	752	705	684	676	727	703	770	708	812	812	812	812	812	812	812	
地方債(臨時債等除く)	2,147	1,501	2,438	2,864	2,622	2,267	1,917	2,073	1,859	1,801	2,167	1,135	1,963	1,720	1,828	2,077	1,669	1,500	1,483	1,300	1,300	
合計	30,419	27,811	29,474	28,340	28,673	30,890	30,785	30,101	28,974	29,496	30,227	31,040	30,072	28,606	28,810	28,921	27,850	27,670	27,654	27,278	27,009	
伸び率	△6.27%	△8.57%	5.98%	△3.85%	1.18%	7.73%	△0.34%	△2.22%	△3.74%	1.80%	2.48%	2.69%	△3.12%	△4.87%	0.71%	0.39%	△3.71%	△0.65%	△0.06%	△1.36%	△0.99%	

歳出	(決算)																(推計)				(単位:百万円)	
	年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		R5
義務的経費	11,897	11,255	11,520	11,720	11,392	11,129	12,110	11,728	11,691	12,495	12,909	12,405	12,815	12,086	11,333	11,095	11,257	11,345	11,405	11,407	11,363	
人件費	6,045	5,673	5,618	5,420	5,124	4,839	4,624	4,611	4,510	4,326	4,443	4,563	4,535	4,549	4,519	4,526	4,859	4,852	4,844	4,836	4,826	
扶助費	1,669	1,921	1,909	1,879	2,073	2,205	2,925	3,105	3,056	3,137	3,377	3,302	3,548	3,383	3,291	3,317	3,342	3,337	3,332	3,326	3,320	
公債費	4,183	3,662	3,994	4,321	4,195	4,085	4,561	4,012	4,125	5,032	5,089	4,540	4,732	4,154	3,522	3,252	3,055	3,156	3,229	3,246	3,217	
その他経費	9,966	10,364	10,302	9,843	10,726	11,492	11,454	11,696	11,474	10,913	11,542	14,522	13,188	11,364	11,515	11,601	11,385	11,447	11,374	11,073	11,083	
物件費	4,524	4,174	4,057	3,893	3,895	3,934	3,824	3,948	3,858	3,939	4,335	4,248	4,079	4,055	4,095	4,253	3,998	4,040	4,100	4,143	4,186	
維持補修費	408	346	339	450	555	227	240	217	228	250	240	224	218	209	178	180	181	183	185	187	189	
補助費等	1,965	1,524	2,046	1,904	2,093	3,309	2,013	2,277	1,976	2,015	2,485	2,537	2,418	2,676	2,586	2,627	2,672	2,668	2,651	2,651	2,631	
繰出金	2,402	2,470	2,456	2,948	3,160	2,967	2,737	2,788	2,832	2,891	3,027	3,084	2,972	2,756	2,756	2,801	2,843	2,867	2,878	2,872	2,859	
積立金	666	1,656	1,171	525	498	759	2,307	2,207	2,335	1,482	1,116	2,297	940	893	1,179	1,056	1,059	1,043	946	648	650	
投資及び出資・貸付金	0	193	233	222	545	296	333	259	245	336	339	2,132	2,560	779	726	725	677	642	597	573	569	
消費的経費	21,863	21,620	21,822	21,662	22,118	22,621	23,564	23,424	23,165	23,408	24,451	26,927	26,003	23,450	22,847	22,696	22,642	22,792	22,779	22,481	22,447	
投資的経費	6,994	4,623	6,196	5,296	5,153	6,387	5,386	5,172	4,309	4,296	4,559	2,614	2,673	3,736	4,351	4,570	3,670	3,330	3,300	3,250	3,250	
合計	28,846	26,243	28,018	26,958	27,271	29,008	28,950	28,596	27,474	27,704	29,010	29,541	28,676	27,186	27,198	27,266	26,312	26,122	26,079	25,731	25,697	
伸び率	△7.23%	△15.60%	6.76%	△3.78%	1.16%	6.37%	6.16%	△1.22%	△3.92%	0.84%	4.71%	1.83%	△2.93%	△5.19%	0.04%	0.25%	△3.50%	△0.72%	△0.16%	△1.33%	△0.13%	

※平成30年度までは実績値、令和元年度以降は推計値。